

財政學

〔第三改訂版〕

坂入長太郎著

財政学

〔第三改訂版〕

坂入長太郎著

酒井書店刊

著者紹介

坂入長太郎

現在 立正大学経済学部教授
専攻 財政・金融論
著書 現代金融論 新評論
金融制度論 高文堂出版社
日本財政論 新評論
財政思想史 酒井書店

財政学

1983年2月25日 第三改訂版発行

◎ 1983

3033-3069-2709 定価4,500円

政治 第三改訂版

著作者

坂入長太郎
藤沢市鶴沼藤ヶ谷三ノ一四〇

発行者

酒井上井
東京都千代田区飯田橋二ノ九ノ三

印刷者

浩明
東京都墨田区緑一ノ三ノ七

行所 東京都千代田区飯田橋
振替東京三一三二四五番
電話 東京(33)八九七七二七番
会社 株式会社 酒井書店

小店の出版物については責任を負いかねく存じますから
落丁・乱丁等の場合は直接本社に御申出下さい

(協栄社印刷・誠製本)

PRINTED IN JAPAN

第三改訂版の序

戦後の財政および財政政策は古典派財政理論から脱却し、近代経済学的財政理論に移行した。しかし、財政それ自体の中には伝統的な古い体質を内包するものであり、財政構造から古い体質を取り除ぞき、財政政策を經濟熊様に即応させる財政改革は、資本主義財政のもつ歴史的な成立過程と伝統的な財政理念によって強い抵抗があり、なかなかその改革の進展をみない。しかしながら、國家の機能と活動の著るしい拡大と經濟構造の変貌、高度化は、財政構造の改革を必然化しつつある。その一つの現象は「安価な政府」から「高価な政府」への移行であり、「高価な政府」は単的にいえば国民がより高い經濟的福祉を望むならば、その負担は国民に荷重されるという意味であり、西欧資本主義財政は高福祉・高負担を実践しているのである。

このように戦前では理想としていたことが、現代資本主義諸国では当然のこととして実行されているのである。それには国民の税金を冗費せず、財政支出の効率性という古くて新らしい財政原則が貫徹されていなければならない。また、現代資本主義国は完全雇用の下に經濟的福祉の極大化を指向する財政政策をとつており、古典学派財政政策は否定され、財政のもつ国民經濟に占める比重の増大とともに、財政政策を通ずる經濟安定化機能が高く評価されているのである。この財政と国民經濟との関係は混合經濟といわれるものであつて、財政收支を通じて資源配分、所得再分配、景気調整、經濟成長の財政政策として、國民經濟に積極的に介入しているのである。このように財政および財政政策は大きく変貌しながら展開しているのである。しかし、伝統的な財政および財政政策には捨てがたい多くの教訓と原則があることも見逃してはならない。

本書はかかる財政政策に対する認識を前提として、近代財政の構造と政策の基礎理論を財政学のテキスト・ブックとしてまとめたものである。したがって、講義上および学生諸君の財政学に対する理解に便宜なように、全編を伝統的財政学の編成順序を踏襲して、財政構造を明らかにし、最後に財政政策論において総括する論述方法をとった。

本書は既発表の論文を整理し纏め財政学理論として統一性をもたせたものである。したがって、個々の論文において不充分な個所があつたが、これまで改版の度びごとに字句の訂正を行つてきただが、この度び全般的な構成上の改訂と個々の章節の論文を補正する第三改訂の機会を与えた。

なお本書の改訂に当たり堀江義衛氏に御面倒をお掛けしたことに対する謝意を表する次第である。

昭和五七年五月

坂入長太郎

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 第一章 財政概念理論 | 一 |
| 第一節 財政の包括的概念 | 一 |
| 第二節 財政学の本質・特質理論 | 六 |
| 第三節 財政学の潮流と研究・領域 | 二〇 |
| 第二章 財政制度論 | 二 |
| 第一節 予算制度 | 二 |
| (一) 民主主義的予算制度の生成と発展 | 三 |
| (二) 予算の意義と性格 | 三 |
| (三) 予算の原則 | 三 |
| (四) 予算の機能 | 三 |
| (五) 日本の予算制度 | 四 |
| 第二節 予算の形式・構造・種類・態様 | 四 |
| (一) 予算の形式 | 四 |

| | |
|-------------------|-----|
| 第三章 国家経費論 | 一四二 |
| 第一節 経費の概念理論 | 一四三 |
| (1) 財政学における経費論の位置 | 一四五 |
| (2) 地方財政の構造 | 一五七 |
| (3) 受益者負担 | 一六三 |
| 補論・地方財政 | 一七〇 |
| (1) 決算額・決算上の剩余金 | 一七〇 |
| (2) 決算の手続 | 一七〇 |
| (3) 決算の意義 | 一七〇 |
| 第四節 決算制度 | 一七一 |
| (1) 予算の執行 | 一七一 |
| (2) 予算審議の政治的過程 | 一七一 |
| (3) 予算の編成過程 | 一七一 |
| (4) 予算の構造 | 一七一 |
| 第三節 予算過程 | 一七二 |

(一) 経費の意義と経費理論 七六

第二節 公共財の理論 八一

第三節 経費の原則理論 九三

第四節 経費の分類理論 九六

(一) 経費分類学説 九六

(二) 経費の機能的分類 九九

(三) 日本の経費分類 一〇四

第五節 経費膨脹の法則 一〇六

(一) 経費膨脹の法則 一〇八

(二) 経費膨脹の原因 一〇九

(三) 第二次大戦後の経費膨脹 一一〇

第六節 経費の作用と効率 一一三

(一) 経費の作用と効果理論 一一三

(二) 財政支出の経済的効率 一一八

第四章 国家収入論 一二五

第一節 國家収入の概念理論 一二五

| | |
|---------------------|------|
| 第一節 国家形態と収入形態の発展 | [三五] |
| (一) 国家収入の意義 | [三六] |
| 第二節 国家収入の原則理論と分類理論 | [三五] |
| (一) 国家収入の原則理論 | [三五] |
| (二) 国家収入の分類理論 | [三一] |
| 第三節 日本の収入分類 | [三五] |
| (一) 国家収入の構造 | [三七] |
| (二) 国家収入の総括的説明 | [三九] |
| (三) 官業と官有財産および手数料収入 | [三九] |
| (四) 公信用の収入 | [四〇] |
| 第五章 租税総論 | [四一] |
| 第一節 租税の包括的意義 | [四二] |
| 第二節 租税の原則理論 | [四六] |
| 第三節 租税体系 | [四八] |
| (一) 単一税制度 | [五〇] |
| (二) 複税制度 | [五二] |

(三) 租税特別措置 [壹]

第四節 租税構造—直接税と間接税—

(一) 租税構造の意義 [零]

(二) 租税構造の類型 [零]

(三) 租税構造の国際比較 [零]

第五節 租税の転嫁理論

(一) 租税転嫁の意義 [零]

(二) 租税転嫁の単純モデル [零]

(三) 租税転嫁に関する学説 [零]

(四) 租税転嫁の諸条件 [零]

第六節 租税負担

(一) 租税負担の概念 [零]

(二) 租税負担水準の測定方法 [零]

第六章 租税各論

第一節 租税の術語と租税の分類

第一節 課税とその経済的作用 [零]

| | |
|---------------------------|-----|
| (一) 課税の経済的作用の意義 | 一〇 |
| (二) 課税と徵稅上的一般原則 | 一九 |
| (三) 課税とその公平性および經濟効率 | 一四 |
| 第三節 日本の税制 | |
| (一) 直接税 | 一〇一 |
| (二) 間接税 | 一一〇 |
| (三) 流通税 | 一一〇 |
| (四) 輸入品関係税 | 一一〇 |
| (五) 租税特別措置法 | 一一〇 |
| 補論 地方税 | |
| (一) 道府県税 | 一五〇 |
| (二) 市町村税 | 一五〇 |
| 第七章 公 債 論 | |
| 第一節 公債の意義と発達 | 一七九 |
| 第二節 公債理論 | 一七九 |
| (一) 公債の一般理論 | 一七九 |

(二)

公債の本質理論

二七六

第三節 公債の発行・種類・借換・償還

二八三

第四節 公債発行と国民負担

二九〇

第五節 公債とその経済的作用

二九三

(一) 公債作用論の意義と分析手法

二九五

(二) 公債の経済的作用と効果

二九六

第六節 公債管理政策

二九九

(一) 公債残高の国際比較と公債管理政策の重要性

三〇〇

(二) 公債管理政策の意義

三〇一

(三) 公債管理政策理論の展開

三〇三

(四) 安定政策としての公債管理政策

三〇五

(五) 公債管理政策の経済的效果

三〇六

第八章 財政投融資論

三〇九

第一節 財政投融資の概念

三一〇

第二節 財政投融資の機能と運用形態

三一六

第三節 財政投融資の作用と効果

三一七

| | |
|-------------------------|-----|
| (一) 社会資本と民間資本 | 一一一 |
| (二) 民間投資と財政投融資の一般均衡化モデル | 一一二 |
| (三) 財政投融資と成長戦略モデル | 一一三 |
| (四) 財政投融資と景気調整効果 | 一一四 |
| 第四節 日本の財政投融資 | 一一五 |
| (一) 財政投融資計画の日本的性格 | 一一六 |
| (二) 財政投融資計画の構造 | 一一七 |
| 第九章 財政收支論 | 一一八 |
| 第一節 財政資金の諸形態と構造 | 一二一 |
| (一) 財政資金・民間資金・国庫金の意義 | 一二二 |
| (二) 財政資金の三形態 | 一二三 |
| (三) 財政資金主要項目の收支の動き | 一二四 |
| 第二節 財政資金対民間収支 | 一二五 |
| (一) 「予算に基づく収支見込」と実績との乖離 | 一二六 |
| (二) 揚超と散超の発生原因 | 一二七 |
| 第三節 財政收支の波動と調整 | 一二八 |

第一〇章 財政政策論

- (一) 財政收支の波動の型 二五
- (二) 財政收支の波動調整の意義 二六
- (三) 財政收支の波動と自動的調節機能 二七
- (四) 財政收支の波動と金融市場 二八
- (五) 財政收支の波動調整政策 二九

第一節 財政政策の目標と機能 三五

第二節 財政政策による資源配分機能 三六

- (一) 財政政策による資源配分の意義 三六
- (二) 資源配分と予算決定の理論 三七
- (三) 政治過程を通ずる予算決定の理論 三八
- (四) 市場における資源配分と財政政策 三九

第三節 財政政策による所得再分配機能 四一

- (一) 財政政策による所得再分配の意義 四一
- (二) 市場価格機構と所得再分配 四二
- (三) 財政政策による所得再分配政策 四三

| | |
|------------------------|-----|
| 四 所得再分配の経済的作用と効果 | 四〇三 |
| 第四節 財政政策による景気調整機能 | 四一〇 |
| (一) ケインズ財政政策の理論構造 | 四一〇 |
| (二) フィスカル・ポリシーの理論 | 四一七 |
| (三) フィスカル・ポリシーの選択的政策類型 | 四一九 |
| 第五節 財政政策による経済成長機能 | 四二七 |
| (一) 財政政策による経済成長の意義と役割 | 四二七 |
| (二) 財政政策と経済成長の基礎的理論モデル | 四三九 |
| 第六節 財政政策と金融政策 | 四三三 |
| 補論・現代資本主義財政の機能と役割 | 四五三 |
| 第一節 国家財政の役割と機能の史的変遷 | 四五三 |
| 第二節 国民経済に占める公共部門の地位 | 四五九 |

第一章 財政概念理論

第一節 財政の包括的概念

財政とは国家および地方公共団体の收支経済であるといわれ、一般に国家の收支経済を国家財政ないし中央財政といい、地方公共団体の收支経済を地方財政という。本書においては国家財政を総合的に研究する。

財政ないし財政現象は近代国家が成立する以前においても國家＝共同団体は存在していたので、そこには財政・財政現象は存在していた。しかしその財政・財政現象は基本原理において現代財政と共通性をもつものもあるが、国家体制、形態および経済構造において現代資本主義国家の経済と財政とは根本的に違があるるので、現代資本主義国家の財政とは異質なるものであった。

周知の如く、人類は社会的動物といわれ社会発生の当初より血縁的な地縁的な団体を形成し、団体の生存と発展をはかるために家長制度を確立した。家長はその目的を果たすために生産手段の共有と分配を行ない、種族の保護発展のために団体員に命令し、かつ服従を強制し団体としての秩序を確立した。かかる共同団体を原始共産団体という。原始共産団体が他の共産団体との偶然的な経済交流を契機として構成員の自由な交換＝欲望を挺としてその内部社会が崩壊し、小規模な血縁的共同団体から漸次地縁的に拡大された共同社会いわゆる古代国家が形成された。そこでは特定の権力者＝国王と共同社会の構成員を代表する特権階級による協議会がもつ権力によって統治支配され、権力団体または政治団体の形態をとっていた。国王および特権階級によつて生産手段である土地は占有され、世襲制によつ

て財産と権力が繼承される世襲的政治構造であった。古代国家においては土地が唯一の生産手段であり、その土地が国王と特權階級に占有されていたので、土地を持たない農民は小作として土地に束縛され生産余剰は徵収され、賦役を課せられた。しかし、生産手段を持たない階層にとっては土地に束縛されることは生業の機会を与えられたのであって、貢納・賦役は土地を占有する国王・特權階級にとつては家産権に対する私収入としての意味をもつていた。したがつて、國家＝国王の私的ないし公的な財源はこれらの収入—現物貢納と賦役—から成り立っていた。さらに敗戦国民は労働奴隸として使役される仕組であった。古代国家においては国王・特權階級と平民と奴隸という階級国家を形成し、平民と奴隸とは生産階級であり、また兵役の義務をもち国王・特權階級に従属していた。このような国家体制においても交換手段としての通貨は流通しつつあったが、それは都市においてであり、農村は物流の経済であった。したがつて、そこでの流通手段は「もの」それ自体であった。古代国家における財政は土地占有からあがる生産物の収奪的な徵収であり、また労役・兵役も土地に束縛され生業を与えられた農奴の当然の無償的奉仕をみられるが労働の代価を貨幣に換算すれば、いわゆる租税とみるとことができ、そこでは支出は国王に付与されたものであった。

中世の絶対主義国家においては、古代国家にみられる家産権の繼承すなわち君主財産—土地占有は、土地を持たない換言すれば生産手段をもたない農民階層の土地えの束縛とその生活保障的意味をもち、土地からあがる貢納と賦役による収入が君主財政の中心であった。他方、貨幣経済の浸透とともに生産手段の私有と分業という社会秩序が形成された。私有制分業社会にあっては社会の構成員の私的生活を保護するために、君主といふ絶対的な権力主体に付随する特權収入をもつて国家＝君主の富を蓄積し費消した。また特權階層—貴族・僧侶—は商工農階級と奴隸という階級的差別において、国民経済において形成した富を一方的な権力機構によって収奪的な貢納制度を通じて徵収し、その中から君主に財貨を提供した。したがつて、封建的家産国家における収入の源泉は君主財産と特權収入が主であ